第二管区海上保安本部公示第43号

水路業務法(昭和25年法律第102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和4年12月22日

第二管区海上保安本部長 宮本伸二(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所 山形県庄内総合支庁 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区 域 吹浦漁港(付図に示すとおり)

ロ 期 間 令和5年1月10日から令和5年3月30日までの内20日間

3 水路測量の実施方法

GPSによる測位及び音響測深機による測深

- 4 航行船舶に対する安全措置
 - イ 測量船は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第6条に定め る標識を掲揚
 - ロ 二管区水路通報第50号(令和4年12月23日発行)により周知

調査区域(吹浦漁港)



経緯度線